

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 <small>受取申告印</small>	【No.57】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	
納 税 地	【No.59】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。	
(フリガナ) 名 称 又は屋号	また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。)。	
個人番号 又は法人番号		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		

自 平成□□年□□月□□日
令和□□年□□月□□日

至 令和□□年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

中間申告 自 平成□□年□□月□□日
の場合の
対象期間 至 令和□□年□□月□□日

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		付 割 賦 基 準 の 適 用	有	無	31
課 税 標 準 額	①				32
消 費 税 額	②				33
控除過大調整税額	③				34
控除対象仕入税額	④				35
返還等対価に係る税額	⑤				36
貸倒れに係る税額	⑥				37
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				38
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧				39
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15		40
中間納付税額	⑩	0 0	16		41
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0	17		42
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0	18		43
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬			44
差引納付税額	⑭				45
課税売上割合	課税資産の譲渡額 資産の譲渡額等の対価の額	⑮ ⑯			46
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	⑰			47
差引納付税額	⑱	0 0	52		48
譲渡割額	還付額	⑲			49
納 税 額	⑳	0 0	54		50
中間納付譲渡割額	㉑	0 0	55		51
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0	56		52
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉓)	㉓	0 0	57		53
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔			54
差引納付	㉕				55
譲渡割額					56
消費税及び地方消費税の合計額	㉖				57

【No.49】①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-1若しくは2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)。

【No.56】⑩欄及び㉑欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目の記載漏れはありませんか。

この申告書による地方消費税の税額の計算		受 融 け 機 よ う 開 と 等	預 金 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	口座番号	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰			51
差引税額	⑱	0 0	52		53
譲渡割額	還付額	⑲			54
納 税 額	⑳	0 0	55		56
中間納付譲渡割額	㉑	0 0	57		58
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0	59		60
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉓)	㉓	0 0	61		62
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔			63
差引納付	㉕				64
譲渡割額					65
消費税及び地方消費税の合計額	㉖				66

【No.58】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)。